



栃木県公報

平成29年
3月1日(水)
号外
第4号

目次

人事委員会

- 職員の任用に関する規則の一部改正…………… 1
- 平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第1回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第1回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔サイバー犯罪捜査官〕の実施…………… 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二警察官(特別区分)採用試験の部サイバー犯罪捜査官の項中「基本情報技術者試験」の下に「情報セキュリティマネジメント試験」を、「除く。」の下に「又は情報処理安全確保支援士試験」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第1回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第1回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔サイバー犯罪捜査官〕の実施

平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第1回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第1回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔サイバー犯罪捜査官〕を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則(平成28年栃木県人事委員会規則第14号)第9条第1項の規定により公告する。

平成29年3月1日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

平成29年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第1回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第1回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔サイバー犯罪捜査官〕を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
大学卒業者(男性)	93名程度
大学卒業者(女性)	14名程度
高校卒業者等(男性)	10名程度
高校卒業者等(女性)	3名程度
特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕	1～2名

2 受験資格

試験区分	年齢・性別	学 歴 等
大学卒業者（男性）	昭和59年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）
大学卒業者（女性）	昭和59年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等（男性）	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等（女性）	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性	
特別区分 〔サイバー犯罪捜査官〕	次のいずれかに該当する者で、情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）又は情報処理安全確保支援士試験に合格した者。性別は問いません。 (1) 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） (2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成30年3月31日までに卒業見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）	

※特別区分の詳細については、人事委員会事務局又は警察本部警務課までお問い合わせください。
次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合格者発表 ※3
第一次試験	平成29年5月14日（日） 大学卒業者・特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕 受 付 8：50～9：25 説 明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：30 作文試験 13：30～14：30 専門試験 15：00～16：30 （専門試験は特別区分のみ）	大学卒業者（男性） 高校卒業者等（男性） 特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校	5月23日（火）（予定） に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、合格者に通知します。
	高校卒業者等 受 付 8：50～9：25 説 明 9：30～10：00 教養試験 10：00～12：00	大学卒業者（女性） 高校卒業者等（女性） 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央	

	作文試験 13:30~14:30	女子高等学校	
第二次試験	身体・体力・適性検査	6月1日(木)又は6月2日(金) ※1	栃木県警察学校
	口述試験	6月28日(水)~7月12日(水)のいずれか1日(土・日除く) ※2	
最終合格者は、7月27日(木)(予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、2次試験受験者に可否を通知します。			

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目(配点)	内 容		
第一次試験	教養試験 (100点) ※特別区分は (50点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者及び特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕は大学卒業程度、高校卒業者等は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈		
	専門試験 (50点) ※特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕のみ	サイバー犯罪捜査等に従事する警察官として必要な専門的知識について、記述式による筆記試験を行います。試験の程度は、情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)合格相当以上です。		
第二次試験	作文試験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度) 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。		
	身体検査 (一)	身体検査については、次の基準により検査します。		
		性 別	男 性	女 性
		身 長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
		体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
		胸 囲	おおむね78cm以上	—
		視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。 (※詳細については、お問い合わせください。)			

	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。 血液検査（肝機能・血糖・梅毒）及び尿検査（糖尿・蛋白・肝機能・腎機能）も行います。	
体力検査 (一)	体力検査については、次の方法により検査します。 前後左右跳び、その場駆け足、腕立伏せ、上体起こし等		
適性検査 (一)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査します。		
口述試験 (350点)	(集団面接50点) (個別面接300点)	主として人物について、集団面接（1グループ約30分）及び個別面接（1人約25分）による試験を行います。	
資格加点 (30点)	別欄「○資格加点について」に掲げる資格を有する者について、一定点を加算します。		
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。		

(備考)

- (1) 第1次試験の総合得点には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は不合格となります。また、「特別区分」にあつては、専門試験の得点についても合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定しますが、作文試験及び個別面接試験には合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります（作文試験の基準に達せず不合格となる場合は、6月中旬までに通知します。）。また、身体検査の基準に達しない場合も、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- (3) スポーツで、全国規模で行われる大会への出場経歴がある場合、第2次試験の個別面接試験の際に評価要素とします。（詳細は、第1次合格通知でお知らせします。）
- (4) 試験問題（教養試験及び専門試験）の一部例題を公表しています。例題の数は教養試験が3題、専門試験（特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕のみ）が2題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。

○資格加点について

- (1) ア～キの区分において、次に掲げる資格に対して、第2次試験で点数を加算します。
- (2) 1つの区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を持っている場合は、3つの区分まで申請できます。
- (3) 特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕については、資格加点区分「情報」での加算は認められません。
- (4) 申請できる資格は、第1次試験日までに当該資格取得済みのものに限りです。
- (5) 申請方法の詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- (6) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英語	(ア) 実用英語技能検定（英検） 2級以上 (イ) TOEIC 470点以上 (ウ) TOEFL <PBT>460点以上、<CBT>140点以上、<iBT>48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定（国連英検） C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試（HSK） 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上

	(イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財務	日商簿記検定 2級以上
オ 情報	情報処理技術者試験又は情報処理安全確保支援士試験（国家試験）に合格した者
カ 柔道	初段以上（講道館認定に限る。）
キ 剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）

5 合格から採用まで

(1) 試験区分〔大学卒業者〕と特別区分の最終合格者の採用予定日は次のとおりです。

区 分	採用予定日
大学を卒業している男性・女性	平成29年10月1日又は平成30年4月1日
大学卒業見込みの男性・女性	平成30年4月1日

なお、大学卒業見込みで受験した方は、平成30年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。（特別区分の受験資格(1)該当の方を除きます。(2)イ該当の方は個別にお問い合わせください。）

- (2) 試験区分〔高校卒業者等〕の最終合格者の採用予定日は、平成29年10月1日です。女性については、採用者数が少ない場合に平成30年4月1日採用となることがあります。
- (3) 採用決定後は巡査に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

6 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

平成29年4月1日現在における初任給（給料）は大学卒で211,400円、短大卒で194,400円、高校卒で178,900円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は3.45%）、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

7 受験手続

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及びとちぎ暮らし・しごと支援センター等でも配布しているほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

(1) インターネット（電子申請）による場合

申込先 申込方法	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがされておられませんので注意してください。 申込みの受付終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） 受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、写真を貼って署名の上、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、4月12日（水）までに警察本部警務課まで電話で照会してください。 ・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。
受付期間	<p>3月1日（水）8時30分～4月7日（金）17時15分（受信有効）</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。</p> <p>電子申請システムの臨時の保守のため、受付期間でも一時的に申込みができない場合があります。</p>

(2) 郵送・持参による場合

申込先 申込方法	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県警察本部警務課 〒320-8510 宇都宮市埴田1-1-20 フリーダイヤル 0120-48-6106 電話 028-621-0110（内線2652）</p> <p>及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <p>（このほか、受付期間内の土・日・祝日に開催する説明会において、臨時の受付を設ける場合があります。日時と場所は、事前に栃木県警察本部のホームページで告知します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部警務課に直接持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して52円の郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。 ・申込みの時には受験票に写真を貼らず、第1次試験当日に貼って持参してください。 ・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書の受付終了後、受験票が返送されます。 ・受験票が到着しないときは、4月17日（月）までに警察本部警務課まで電話で照会してください。
受付期間	<p>（郵送）3月1日（水）～4月7日（金）（消印有効）</p> <p>（持参）3月1日（水）～4月7日（金）8時30分～17時15分</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く8:30～17:15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等（大学卒業者）」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～10のとおり、「(特別区分 [サイバー犯罪捜査官])」の「イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～7及び9のとおりです。詳細は、

人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構）から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校を含む。）、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成30年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
6	外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
7	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成30年3月31日までに修了する見込みの者
8	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成8年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成6年4月1日以前）に生まれた者
9	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者
10	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成8年4月1日以前に生まれた者